



2025 年（令和 7 年）●月●日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市下水道事業運営審議会
会 長 鎌田 素之

逗子市下水道使用料の改定について（答申）

2024 年（令和 6 年）年 10 月 8 日付け諮問第 13 号にて諮問のありました、「逗子市下水道使用料の改定」について、慎重に議論を重ねた結果、次のとおり答申します。

なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

1 はじめに

本答申については、逗子市環境都市部下水道課（以下「下水道課」という。）が整備・管理する公共下水道事業における下水道使用料について検討を行ったものである。

（1）下水道事業の概要

逗子市（以下「本市」という。）の公共下水道事業の概要は、次に示すとおりである。

表 1 公共下水道事業の概要

事業	公共下水道事業
供用開始年月日	1972 年（昭和 47 年）4 月 1 日
法適用年月日	2019 年（平成 31 年）4 月 1 日
下水道人口普及率	100.0%
水洗化率	99.0%
処理場数/処理区数	1

※2024 年度（令和 6 年度）末時点

（2）下水道使用料改定の背景

本市の下水道使用料は、2022 年度（令和 4 年度）に欠損金の解消を目的として改定を行っている。

しかし、その後の状況から想定以上の有収水量の減少や物価高騰による施設維持管理経費の増加が要因となり、目的の達成には至らなかった。一方で施設の老朽化、地震、浸水対策等、事業環境は、今後一層厳しさを増すことが予想される。これらに向けて、より健全な経営が必要であり、適正な下水道使用料と改定時期の検討が重要となる。

そこで、本市においては 2023 年度（令和 5 年度）に改定した「逗子市公共下水道事業経営戦略（計画

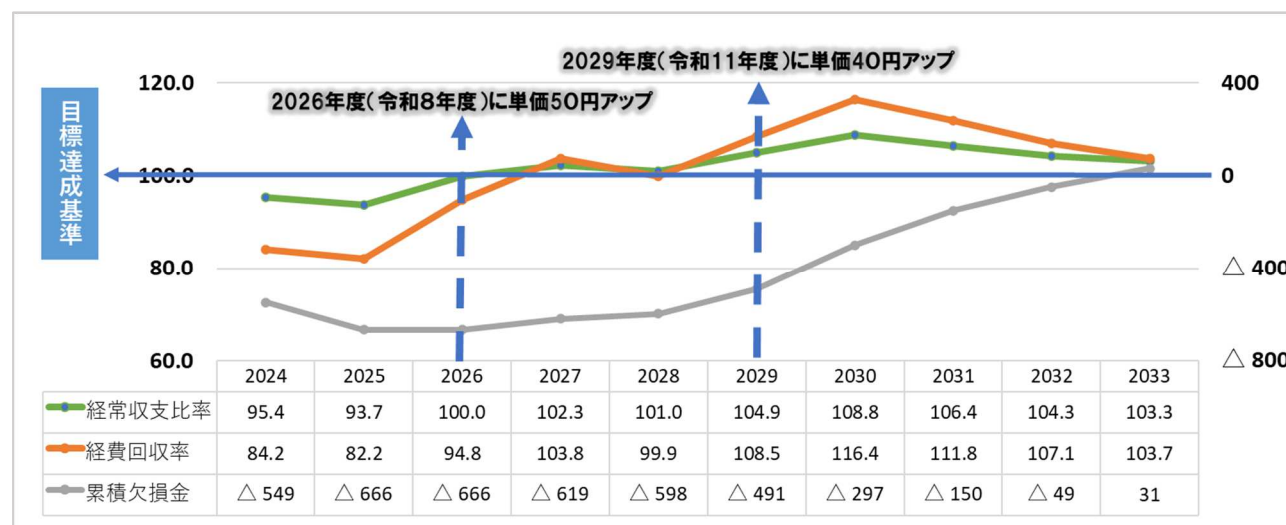
資料 1

期間：2024 年度（令和 6 年度）～2033 年度（令和 15 年度）」（以下「経営戦略」という。）において、今後の経営健全化と財政マネジメントの強化に向けて今後の投資・財政計画を示したところである。

経営戦略においては、経営の基本方針である「安全・安心で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供する」の達成に向け、「経常収支比率 100%の達成」、「経費回収率 100%の達成」及び「累積欠損金の解消」の 3 つの数値目標を掲げこれらに向けた取組方針を示した。

ここでは直近の決算状況や近年の原材料及び人件費の上昇、燃料価額高騰等による維持管理費の増加を考慮し、改めて 3 つの数値目標を掲げ次のとおり達成に向け再シミュレーションした。

表 2 目標達成に向けた再シミュレーション



2 改定内容

下水道は、健全な衛生環境の実現と水害の防除、公共用水域の水質保全という 3 つの機能を有する公共性の高い都市基盤施設であり、安定的かつ持続的にサービスを提供することが求められている。そのためには今後も経費削減などの経営努力を継続することが前提とはなるが、次のとおり下水道使用料について改定することが適当である。

（1）改定時期について

改定時期は 2026 年（令和 8 年）7 月 1 日施行とする。

早期に改定することが望ましいが、市民の理解が得られるよう十分な周知期間を確保することを考慮した。

（2）使用料改定率

経営戦略では「経常収支比率 100%の達成」、「経費回収率 100%の達成」及び「累積欠損金の解消」の 3 つの数値目標を掲げているが、2027 年度（令和 9 年度）に「経常収支比率 100%の達成」及び「経費回収率 100%の達成」を実現するために、今回の改定では単価 50 円の増加及び改定率 140%が望ましいと

資料 1

考える。

(3) 下水道使用料改定案

今回の使用料改定においては、受益者の急激な負担増を回避し、受益者間の負担の公平性を勘案した結果、基盤の安定につながる「基本使用料（基本額）」については 221 円の引き上げを行い 900 円（税抜き）とし、「従量使用料（加算額）」については、水量区分は現状を維持し、1 m³当たり 35～240 円の引き上げとした。改定後の水量区分別の従量単価は次のとおりである。

表 3 下水道使用料改定案

区分		1 月当たりの排除汚水量	現行額	改定案	増加額	増加率
一般 汚 水	基本額	8立方メートルまでの分	679 円	900 円	221 円	132.5%
	加算額 1 立方メ ートルに つき	8立方メートルを超え 15 立方メートルまでの分	104 円	139 円	35 円	133.7%
		15 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	109 円	145 円	36 円	133.0%
		20 立方メートルを超え 25 立方メートルまでの分	132 円	180 円	48 円	136.4%
		25 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分	150 円	210 円	60 円	140.0%
		30 立方メートルを超え 40 立方メートルまでの分	154 円	221 円	67 円	143.5%
		40 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分	185 円	271 円	86 円	146.5%
		50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	203 円	305 円	102 円	150.2%
		100 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	229 円	349 円	120 円	152.4%
		500 立方メートルを超え 5,000 立方メートルまでの分	266 円	411 円	145 円	154.5%
		5,000 立方メートルを超え 10,000 立方メートルまでの分	281 円	441 円	160 円	156.9%
		10,000 立方メートルを超える分	343 円	583 円	240 円	170.0%

なお、本市においては一般家庭が使用者の大半を占めるため、従量使用料の検討に当たっては、一般家庭への負担を考慮し、使用水量が比較的少ない使用者の改定率を低く、使用水量が多い使用者ほど改定率が高くなるように単価を設定した。

この使用料改定案を適用した場合、2027 年度（令和 9 年度）年度時点において、公共下水道事業の経費回収率は 100%を達成する見通しとなり、改定案が適当であると判断した。

3 付帯意見

(1) PDCAサイクルの確立

今回の使用料改定による収支の健全化は、経営戦略に掲げられた事業計画と経営基盤強化策が着実に実施されることが前提である。そのため、的確に経営状況を把握するとともに、検証と評価、必要な見直し等を行いしっかりとした戦略を持ってさらなる経営の健全化を図られたい。

(2) 適切な維持管理の実施

資料 1

令和 6 年能登半島地震においては耐震化、2025 年（令和 7 年）1 月の埼玉県八潮市の道路陥没事故では老朽化対策の重要性を再認識することとなった。本市においても、ライフラインである下水道施設の適切な維持・管理が重要であることから、今後も引き続き地震対策や長寿命化対策に努められたい。併せて、これら本市が行っている下水道事業の取組みについては、積極的に市民への情報発信を行われたい。

（3）経費の削減と財源の確保

物価上昇が続いているところであるが、維持管理に係る経費の見直しを図るとともに、修繕や工事等を実施する際には、国庫補助金や財源措置のある企業債等の財源確保に最大限に努められたい。

（4）使用料改定の市民周知

下水道事業を円滑に運営するためには、市民と情報を共有し、相互理解を図ることが重要である。特に下水道使用料改定は市民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の趣旨や内容等について理解を得られるよう、積極的な情報発信に努められたい。

（5）次回の使用料改定について

経営戦略で掲げた累積欠損金の解消を達成するためには、2029 年度（令和 11 年度）に再度改定する必要があると考えるが、その際は社会情勢や物価動向等を考慮し慎重に検討すべきである。

逗子市下水道事業運営審議会

会 長 鎌田 素之

会長職務代理 小日向 孝夫

委員名簿

区分	氏名（敬称略）	備考
使用者である市民	小日向 孝夫	逗子小学校区
使用者である市民	佐藤 和枝	池子小学校区
使用者である市民	梅川 一良	久木小学校区
使用者である市民	吉田 大五郎	久木小学校区
使用者である市民	高樋 さち子	小坪小学校区
知識経験を有する者	鎌田 素之	関東学院大学理工学部 理工学科 准教授 博士（工学）
関係機関の職員	小碓 聡史	神奈川県企業庁 鎌倉水道営業所長

審議経過

2024 年度（令和 6 年度）

開催回	開催日時	開催場所	議題
第 1 回	2024 年（令和 6 年） 7 月 16 日（火） 午前 10 時～12 時	市役所 5 階 第 2 会議室	1. 令和 6 年度下水道事業会計予算について（報告） 2. 令和 5 年度下水道事業会計決算見込みに基づく財務分析について（説明） 3. 使用料改定にかかる今後のスケジュールについて（説明）
第 2 回	2024 年（令和 6 年） 10 月 8 日（火） 午前 10 時～12 時	市役所 5 階 第 2 会議室	1. 令和 5 年度 決算報告について（報告） 2. 逗子市下水道使用料の改定について（諮問）
第 3 回	2024 年（令和 6 年） 11 月 19 日（火） 午前 10 時～12 時	市役所 5 階 第 2 会議室	1. 逗子市下水道使用料の改定について（諮問）
第 4 回	2025 年（令和 7 年） 3 月 25 日（火） 午前 10 時～12 時	市役所 5 階 第 3 会議室	1. 逗子市下水道使用料の改定について（諮問）

2025 年度（令和 7 年度）

開催回	開催日時	開催場所	議題
第 1 回	2025 年（令和 7 年） 4 月 22 日（火） 午後 3 時～5 時	市役所 5 階 第 4 会議室	[仮] 1. 答申案について（諮問）
第 2 回	2025 年（令和 7 年） 6 月 10 日（火） 午後 3 時～5 時	市役所 5 階 第●会議室	[仮] 1. 答申案について（諮問）
	●月●日	市役所 3 階 市長室	答申